

平成31年第1回ニセコ町議会臨時会

平成31年1月28日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第1号 北海道市町村総合事務組合同規約の制定並びに廃止することの協議について
- 5 議案第2号 ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

○出席議員（10名）

- | | |
|---------|----------|
| 1番 木下裕三 | 2番 浜本和彦 |
| 3番 青羽雄士 | 4番 斉藤うめ子 |
| 5番 竹内正貴 | 6番 三谷典久 |
| 7番 篠原正男 | 8番 新井正治 |
| 9番 猪狩一郎 | 10番 高橋守 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	片山健也
副町長	林知己
会計管理者	千葉敬貴
総務課長	阿部信幸
企画環境課長	山本契太
税務課長	芳賀善範
国営農地再編推進室長	藤田明彦
商工観光課長	前原功治
建設課長	高瀬達矢
上下水道課長	石山康行
総務係長	桜井幸則
財政係長	馬淵淳
代表監査委員	小松弘幸
教育長	菊地博

学 校 教 育 課 長	加	藤	紀	孝
町 民 学 習 課 長	佐	藤	寛	樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	高	田	生	二
幼 児 セ ン タ ー 長	酒	井	葉	子

○出席事務局職員

事 務 局 長	佐	竹	祐	子
書 記	中	野	秀	美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（高橋 守君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより平成31年第1回ニセコ町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（高橋 守君） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において6番、三谷典久君、7番、篠原正男君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（高橋 守君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（高橋 守君） 日程第3、諸般の報告をいたします。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、阿部信幸君、企画環境課長、山本契太君、税務課長、芳賀善範君、国営農地再編推進室長、藤田明彦君、商工観光課長、前原功治君、建設課長、高瀬達矢君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、桜井幸則君、財政係長、馬淵淳君、代表監査委員、小松弘幸君、教育長、菊地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、高田生二君、幼児センター長、酒井葉子君、以上の諸君であります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（高橋 守君） 日程第4、議案第1号、北海道市町村総合事務組規約の制定並びに廃止することの協議について、及び、日程第5、議案第2号、ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件、2件を一括議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。日程第4、議案第1号、北海道市町村総合事務組合格約の制定並びに廃止することの協議についてでございます。議案の2ページをご覧ください。

議案第1号、北海道市町村総合事務組合格約の制定並びに廃止することの協議について。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約を定め、北海道市町村総合事務組合格約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）を廃止することとしたいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。平成31年1月28日提出、ニセコ町長、片山健也。

議案の9ページをお開きください。下段、提案理由でございます。読み上げます。北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体について、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合は構成団体とすることができないため、この3団体を規約から除くこと及びこの団体の非常勤職員に対する公務災害補償等の事務を処理できるように定めるため、現行規約を廃止し新たに規約を制定する必要があることから、本案を提出するものである。

この条例の内容につきましては、別冊でお配りしております説明資料により説明を行いたいと思いますので、資料の1ページをご覧ください。まず、組合格約を改正する趣旨ということで、一つ目の丸、北海道市町村総合事務組合の説明を載せてございます。この組合は、「複合的一部事務組合」であるということで、複合的一部事務組合とは、例えば、ごみ処理事務をA市、B町で、消防事務をA市、B町、C村で処理する場合には2つの一部事務組合を設置する必要があったが、地方自治法の改正により1つの複合的一部事務組合の設置によって効率的な運営ができるようになった組合のこととなります。二つ目の丸ですが、今般、総務省から、地方自治法第285条に基づく複合的一部事務組合である北海道市町村総合事務組合に対して、市町村及び特別区しか加入できないにも関わらず、北海道が構成員となっている「石狩東部広域水道企業団」及び「石狩西部広域水道企業団」並びにこの2団体が構成員となっている「北海道市町村職員退職手当組合」が加入していることから早急な見直しを行うよう助言がありました。三つ目の丸ですが、しかし、加入団体として当該事務組合が事務処理を行ってきた「石狩東部広域水道企業団」、「石狩西部広域水道企業団」及び「北海道市町村職員退職手当組合」からは、非常勤職員に係る公務災害補償等の事務処理をこれまでどおり当該事務組合に委託したい意向が示されております。四つ目の丸です。このことから、北海道市町村総合事務組合の規約を変更し、「石狩東部広域水道企業団」、「石狩西部広域水道企業団」及び「北海道市町村職員退職手当組合」を構成員から除くとともに、当該3団体に係る事務処理の委託を受けられるようにするものでございます。

規約改正の内容です。規約の別表第1及び別表第2から「石狩東部広域水道企業団」、「石狩西部広域水道企業団」及び「北海道市町村職員退職手当組合」を削除いたします。次に、他の地方公共団体から事務の委託を受けられる旨の規定を、新たな規約に加えます。これは第14条になります。三つ目の丸ですが、その他、平成29年、平成30年中に構成団体の名称変更等があったものについて変更する。これは別表第1及び別表第2になりますが、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・

上ノ国町学校給食組合」に名称変更です。二つ目に「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に名称変更です。三つ目に「十勝環境複合事務組合」が平成30年3月31日に解散により削除となります。

資料の2ページになります。規約の制定並びに廃止する理由でございますが、現行の規約が適法状態でないため、現行規約を廃止し、新たに規約を制定いたします。規約の新規制定ですが、北海道市町村総合事務組合の新規設立に伴う新規制定とは異なり、規約の変更に伴う一形式として廃止・制定を行うことから手続きとしては、地方自治法第286条第1項に基づき行うものでございます。

なお、次のページ、3ページ、4ページには規約の改正内容について、新旧の比較表として掲載してございますのでご確認いただきたいというふうに思います。

続いて、議案の4ページにお戻りいただきたいと申します。下段、附則といたしまして、第1項では、この規約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行いたします。第2項では、北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）は廃止をいたします。

議案第1号については以上でございます。

続きまして、日程第5号、議案第2号 ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてでございます。議案の10ページをご覧ください。

議案第2号、ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条の規定に基づき、ニセコ町に係る過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～平成32年度）の一部を別紙のとおり変更する。平成31年1月28日提出、ニセコ町長、片山健也。

11ページをご覧ください。先に、下段の2の変更理由について説明をいたします。読み上げます。変更の理由、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、ニセコ町においても平成28年から平成32年度までを期間とした過疎地域自立促進市町村計画を定め、地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与する施策を展開しております。今回、この法律の趣旨に則り実施する事業について、有利な財源である過疎債の活用を受ける条件を整備するため、市町村計画の変更を行う。社会福祉法人ニセコ福祉会が運営するニセコハイツにおいて、特殊浴槽の使用年数が16年を経過し、今後は部品供給が停止され、故障した際の修理が不可能となることが判明した。そのため特殊浴槽の更新を行うが、更新する浴槽は移乗・脱衣・入浴など一連の入浴介助に特化したものとなっており、さらに車椅子専用の浴槽も新たに整備する。これら特殊浴槽を整備することで、ニセコハイツ利用者の快適性や介護支援の向上を図り、ひいては高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るものである。

次に上段の変更の内容といたしまして、上段が変更前、下段が変更後となります。一番左の区分4の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進中、事業計画（平成28年度から32年度）の表、下線を引いた部分ですけれども、事業名（2）介護老人保健施設、事業内容でニセコハイツ施設整備事業、事業主体で社会福祉法人、備考で補助金に、事業内容変更として改めます。

12ページには、参考資料といたしまして、変更部分の事業計画書を掲載してございます。こちら
も、上段が変更前、下段が変更後で、平成30年度の事業費として1793万2千円を計上してございます。

なお、今回の過疎地域自立促進市町村計画の一部の変更を行いますニセコハイツの特殊浴槽につ
きましては、昨年の7月27日開催の第5回臨時会において、補正予算の議決をいただきましてニセコ
ハイツに補助を行い、9月30日に設置し、10月1日より運用をしてございます。

このニセコハイツの特殊浴槽の補助につきまして、北海道と過疎債の該当になるか否かの協議を
行ってきたしておりますが、協議が整いましたので、今回議会の議決を経たのち、総務大臣のほうに申
請をあげることとなる流れとなります。

議案第2号に関する説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号、北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止することの協議についての
質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論には入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号、北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止することの協議についての
件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号、ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての質疑に入ります。
質疑はありませんか。篠原議員。

○7番（篠原 正男君） 7番、篠原です。今回の過疎計画の変更については、いわゆるニセコハイ
ツの築後の年数経過に伴って、施設設備の老朽化等によつての改修に起因するものというふう
に考えます。そこで、先程申し上げましたとおりに、施設設備の老朽化については、他の面
においても相当数見込まれるのではないかなという危惧をいたしております。そこで、ニセコ
町として総合的、又、計画的な施設設備の整備計画等について、どのような状況にあるか
お伺いいたします。

○議長（高橋 守君） 副町長。

○副町長（林 知己君） 篠原議員のご質問にお答えいたします。ご指摘のとおりニセコ
ハイツに

については、設置後経過をしております、これまでも様々な部分で修繕を行ってきているところがございます。今回特に、ニセコハイツの入所者並びにデイサービスに通われる方の車いす対応の関係で、入浴の部分の修繕が非常に困難になるということで、緊急的な要素で浴槽の整備をさせていただいたところがございます。ご指摘のとおり、様々な部分につきましては、今後修繕が必要な部分も多々あるかと思えます。ただ、今後の状況といたしましては、ニセコハイツの大規模な修繕、もしくは増築、もしくはすべてを新しくするのかの判断が求められております。それにつきましては、来年度予算のなかでも体制整備を含めなかで、町としてもしっかり今後の計画をつくっていきたいと考えております。具体的な内容につきましては、また議会の皆様、また、町民の皆さんの部分につきましても、段階的にご説明をさせていただきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山 健也君） 補足をさせていただきます。議員ご指摘のハイツ以外のニセコ町全体の公共施設についてもどうかという趣旨かと思いましたが、ニセコ町では現在、公共施設総合管理計画というのをつくっております、それによってそれぞれの施設があと何年使えるのか、その時にどういう投資をどの時点でやると最適な長寿命化を図れるかという調査を行っております。今後全体像はこれらの調査結果を受けて策定してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原 正男君） 私の記憶違いかもしれませんが、過去に予算をつけてニセコハイツの今後に向けた計画づくりをしたような記憶をしております。その中に当然、ニセコハイツの施設設備の在り方等も議論されているのではないかなと感じております。それらの計画があつて、また、さらにニセコ町としての対応について、再度どのように進めるのかという考え方だけお伺いします。

○議長（高橋 守君） 副町長。

○副町長（林 知己君） ご指摘のとおり、ニセコハイツの今後に向けまして、基本構想というか、その部分をやった経過がございます。その中では、建築の部分、施設整備の部分、電気の部分、それぞれ調査をいたしました。その中で優先度の高い中から一部改修をさせていただいておりますが、今回の特殊浴槽については緊急性があるということで行わせていただきました。そのへんの基本計画が少し時間が経っておりますので、またそれらを再度検証する中から来年度以降の整備計画をしっかりとたてていきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 守君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論にはいります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号、ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、今期臨時会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

これにて、平成31年第1回ニセコ町議会臨時会を閉会いたします。ごくろうさまでした。

開会 午前10時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 守 (自 署)

署 名 議 員 三 谷 典 久 (自 署)

署 名 議 員 篠 原 正 男 (自 署)